○特定弔慰金等の支給の実施に関する法律

（昭和六三・五・六 法三一）

施行 昭和六三・七・一（昭和六三政一四三）

（趣旨）

第一条 この法律は、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律（昭和六十二年法律第百五号。以下「弔慰金法」という。）第二条第一項に規定する弔慰金又は見舞金（以下「特定弔慰金等」という。）の支給のための裁定、その支給の方法その他その支給の実施に関し必要な事項を規定するものとする。

（支給のための裁定等）

第二条① 特定弔慰金等の支給は、弔慰金法第二条第一項に規定する戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重症の障害の状態にあるもの又はその戦傷病者の遺族としてそれぞれ政令で定める者に対し、政令で定めるところにより、これを行う。

② 特定弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

③ 前項の規定による裁定の権限は、政令で定めるところにより、日本赤十字社にこれを委任することができる。

（請求期限）

第三条① 前条第二項の請求は、昭和六十八年三月三十一日までに行わなければならない。

② 前項の期間内に前条第二項の請求をしなかった者には、特定弔慰金等は、これを支給しない。

（特定弔慰金等の額及び記名国債の交付）

第四条① 特定弔慰金等の額は、戦没者等又は戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつて交付する。

② 政府は、前項の規定により交付する国債については、その償還の請求を受けたときは、直ちにその額面金額の償還をしなければならない。

③ 前項の償還の請求は、昭和七十年三月三十一日までに行わなければならない。

④ 第一項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

⑤ 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

⑥ この法律に定めるもののほか、第四項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（代理受領等）

第五条① 日本赤十字社は、前条第一項に規定する国債については、総理府令で定めるところにより、特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の委任を受けて、その交付を受け、これを保管し、その償還の請求をし、及び償還金を受領するものとする。

② 政府は、前条第一項に規定する国債については、前項の委任を受けた日本赤十字社以外の者に対し、これを交付し、又はその償還をすることができない。

（政令への委任）

第六条 特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の死亡による権利の承継及びその相続人の一人がする行為又はその一人に対してする行為の効力並びに特定弔慰金等の支給を受ける権利及び第四条第四項の規定により発行する国債の譲渡等の処分の制限については、政令で定める。

（業務の監督）

第七条 内閣総理大臣は、第二条第三項の規定により委任した場合において、この法律に基づいてする日本赤十字社の業務に関し必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十六条から第三十八条までの規定による措置をとることを求めることができる。

（総理府令への委任）

第八条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この法律を施行するための手続その他その施行について必要な細則は、総理府令で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

① この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（昭和六三・七・一政一四三）から施行する。

（国債の発行の日）

② 第四条第四項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

附属法令及び関係法令

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律施行令（昭和六三・六・一政一四四）

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律施行規則（昭和六三・六・二総三二）

特定弔慰金等国庫債券の発行等（昭和六三・六・二大二八）

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

（昭和三二・三・三一 法四一）

施行 昭和三二・四・一（衆）

改正 昭和三五法一三六、昭和三七法一五六・法一六一、昭和三九法一五二、昭和四〇法八八、昭和四三法五三、昭和四九法八六、昭和五二法五五、昭和五七法六三・法八〇、昭和五八法七八・法八二、昭和五九法七七、昭和六〇法九一

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお残されている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

第二章 健康管理

（被爆者健康手帳）

第三条① 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事（その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。）に申請しなければならない。

② 都道府県知事は、前項の申請に基いて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

③ 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（健康診断）

第四条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（相談）

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

第三章 医療

（医療の給付）

第七条① 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の居住地が原子爆弾の放射能の影響を受けているために現に医療を要する状態にある場合に限る。

② 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに処置

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

③ 医療の給付は、厚生大臣が第九条第二項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第八条① 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

② 厚生大臣は、前項の認定を行うに当つては、原子爆弾被爆者援護審査会の意見を聞かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第九条① 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

② 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

③ 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を担当させることについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

④ 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、審査をもつて、弁明

アジア歴史資料センター

をなすべき場、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

⑤ 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行うに当つては、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第一〇条① 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

② 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第一一条① 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

② 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第一二条① 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

② 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

③ 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

④ 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（一般疾病医療費の支給）

第一四条の二① 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第七条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条の規定により指定する医療機関（以下「一般疾病医療機関」という。）から第七条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷者しくは疾病につき、健康保険法（大正一一年法律第七一号）、船員保険法（昭和一四年法律第七三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第百五十二号）に基づこの条において「社会保険給付法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働者災害補償保険法（昭和二二年法律第五〇号）、船員法（昭和二二年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付に関する給付の額から当該医療費に関する給付の額を控除した額）を限度として行われたときは、当該医療費の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。

（医療費の支給）

第一四条① 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、医療費を支給することが、医療費を支給することが適当であると認めるときは、指定医療機関から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

② 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第一一条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

③ 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療機関）

第一四条の三① 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

② 被爆者一般疾病医療機関は、三年以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

③ 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

④ 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（一四条の四）① 厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

② 国は、第十四条の二第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（一般疾病医療費の支給）

第一四条の五① 第十三条の二第二項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第一四条の六 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第一四条の七 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

③ 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

④ 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支払うべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

⑤ 前項の規定による支払がなされたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給がなされたものとみなす。

⑥ 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（被爆者一般疾病医療機関）

第一四条の三① 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

② 被爆者一般疾病医療機関は、三年以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

③ 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

④ 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（一四条の四）① 厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

② 国は、第十四条の二第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（一四条の五）① 第十三条の二第二項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第一四条の六 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第一四条の七 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

第四章　原子爆弾被爆者医療審議会

（設置及び権限）

第一五条① 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

② 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

（委員）

第一六条① 審議会は、委員二十人以内で組織する。

② 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

③ 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

④ 委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第一七条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（非課税）

第一八条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（差押の禁止）

第一九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

（交付金）

第二〇条① 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行なう事務に要する費用を都道府県（広島市又は長崎市の長が行なう事務については、広島市又は長崎市とする。）に交付する。

（再審査請求）

第二〇条の二 広島市又は長崎市の長が行なう被爆者健康手帳の交付に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第二一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（省令への委任）

第二二条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第二三条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知得した人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二四条 第七条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項（第十四条の五において準用